

墨田区パートナーシップ制度の検討状況について

1 経緯

平成30年6月29日に、「同性カップルの「パートナーシップの公的認証」に関する陳情」について意見付採択されたことを受け、性自認・性的指向による差別を許さない啓発への取組、区のパートナーシップ制度のあり方について検討を行ってきた。

2 検討状況

(1) 性自認・性的指向に関する検討会の設置

- ・平成30年度、委員長を総務部長とする、課長級委員による検討組織を設置
- ・令和3年度、パートナーシップ制度の導入への具体的検討にあたりワーキンググループ（実務担当者）を設置

(2) 検討事項等への対応

ア 意識啓発の取組

- ・職員向け啓発冊子の作成（平成30年度）
- ・庁内帳票類の性別欄調査の実施（平成30年度・令和3年度）
- ・帳票類における性別記載欄の見直しに関する通知（令和3年度）
- ・墨田区人権啓発基本計画（令和4年度～13年度）の改定（令和3年度）
多様性を認め合うまちづくりの実現に向け、SDGsの目標と関連付けながら、新たな課題として、性的指向・性自認に関する人権問題をあげる。

イ 区民の意識・意向の把握

墨田区人権に関する意識調査の実施（令和元年度）

ウ パートナーシップ制度の導入について

(ア) 計画への反映

- ・墨田区基本計画の中間改定（令和4年度）
政策530：すべての人々が多様性を認め合い、人権を尊重する共生社会をつくる
施策532：男女共同参画を推進し、多様な性を尊重する
(主な事業＝区民等との協働により男女共同参画及び多様な性の尊重を推進する意識の向上に努める。性的少数者への支援の一つとしてパートナーシップ制度の導入を検討する。)
- ・墨田区人権啓発基本計画の改定（令和3年度）
施策の方向性（事業の進め方）として、悩みや困難を抱える当事者や当事者家族が安心して暮らすことが出来る支援体制の整備・東京都や関係団体等との連携

(イ) 制度のあり方の検討（令和3年度）

ワーキンググループにより、制度設計（対象、届出書類、手続方法等）、性的少数者が抱える困難への対応、制度導入を踏まえた行政サービス等を検討

(ウ) 墨田区女性と男性の共同参画基本条例の改正

条例は、男女の二元論で構成されているが、新たに性の多様性にも対応するため、墨田区基本計画に掲げる施策を具体的に推進するため改正案を9月議会に上程

(3) 今後の課題

ア 東京都パートナーシップ宣誓制度との整合性

イ 他自治体との連携（例 転入転出時の手続の簡素化）

【参考】都内のパートナーシップ制度導入状況（令和4年8月現在、10区6市で導入）
10区（港区、文京区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、荒川区、足立区、江戸川区）、6市（武蔵野市、府中市、小金井市、国分寺市、国立市、多摩市）

3 墨田区パートナーシップ制度（以下「区制度」という。）の方向性

(1) 趣旨

多様な性に関する区民の理解を促進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、性的少数者の方々が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、墨田区にパートナーシップ宣誓制度を導入する。

(2) 区制度の概要

パートナーシップ関係にある二者が届け出たパートナーシップ宣誓書を、墨田区長が受理する。届出者には、パートナーシップ宣誓制度受理証明書及び受理証明カード（以下「証明書等」という。）を交付する。

ア 名称：墨田区パートナーシップ宣誓制度

イ 対象：パートナーシップ制度の対象は、以下の要件を満たしている二者

- ・双方又はいずれか一方が性的少数者である二者であること
- ・双方が成年に達していること
- ・双方に配偶者（事実婚を含む。）がいないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと
- ・直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと（パートナーシップ関係に基づく養子縁組により当該関係に該当する場合を除く。）
- ・双方が墨田区内に住所を有すること（双方又はいずれか一方が3か月以内に転入を予定している場合を含む。）

ウ 希望による証明書等記載事項：通称名、子の氏名、パートナーの死亡年月日等

エ 宣誓書届出方法：パートナーシップ関係にある二者が来庁し提出

4 今後のスケジュール（予定）

令和4年 9月：墨田区女性と男性の共同参画基本条例の一部を改正する条例(案)の上程

10月：東京都パートナーシップ宣誓制度の周知・問合せ対応

11月：性的指向・性自認に関する交流会の開催

12月：第2回性自認・性的指向に関する検討会、職員研修の実施

令和5年 3月：区制度の実施について区議会常任委員会へ報告

4月：区制度の周知・問合せ対応、受付開始